

(仮称)ふじみ野市上福岡
学校給食センター整備運営事業

実施方針

平成25年1月

ふじみ野市

目 次

1. 特定事業の選定に関する事項.....	1
1.1 事業内容に関する事項.....	1
1.2 特定事業の選定に関する事項.....	6
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	8
2.1 募集及び選定方法.....	8
2.2 募集及び選定の手順.....	8
2.3 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	10
2.4 入札に係る提出資料.....	14
2.5 審査及び選定に関する事項.....	15
3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	17
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	18
4.1 立地条件.....	18
4.2 施設要件.....	18
5. 事業計画等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	19
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	19
6.1 事業者の債務不履行に起因する場合.....	19
6.2 本市の債務不履行に起因する場合.....	19
6.3 不可抗力事由に起因する場合.....	19
6.4 金融機関との協議.....	19
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	20
7.1 法制上の措置.....	20
7.2 税制上の措置.....	20
7.3 財政上及び金融上の支援.....	20
8. その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	20
8.1 議会の議決.....	20
8.2 本事業において使用する言語と通貨.....	20
8.3 入札に係る費用.....	20
8.4 問合せ先.....	20
8.5 PFI 事業アドバイザー.....	20

資料1 リスク分担表（案）

様式1 実施方針（案）に関する質問及び意見書

1. 特定事業の選定に関する事項

1.1 事業内容に関する事項

(1) 事業の目的

ふじみ野市（以下、「本市」という。）は、平成 17 年 10 月 1 日に上福岡市と大井町が合併して誕生した。本市の学校給食は、上福岡学校給食センターと大井学校給食センターの 2 施設で 1 日当たり約 10,000 食を市内の全小中学校に提供している。しかし、上福岡学校給食センターは、昭和 46 年に建設され、建築後 41 年が経過し、平成 6 年から平成 8 年にかけて大規模な施設や設備のリニューアルを行ったが、経年による老朽化が進行し、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）に基づく学校給食衛生管理基準に対応しきれておらず、より一層の適切な衛生管理が求められている状況にある。また、本市は住宅地としての土地利用が進み、今後数年にわたり児童生徒の増加に伴い、給食提供食数の増加が見込まれ、それに対応できる施設が求められている。

本事業は、PFI 手法を用い、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づいて、施設整備（設計、建設、工事監理）、維持管理及び運営を一体的に実施するもので、民間の資金、経営能力等の活用を図り、将来にわたり安全で良質な学校給食を提供するとともに、良好な施設の整備や事業コスト（ライフサイクルコスト）の削減を図るものである。

(2) 本事業の基本目標

① 高度な衛生管理の徹底

「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に適合し、HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）の考えを取り入れた衛生管理の徹底やドライシステムの導入、交差汚染の起こらないレイアウトを確保し、安全・安心な給食を提供する施設とする。

② 安全でより質の高い給食を提供するための対応

献立の多様化に対応した多機能かつ高効率の厨房機器の導入や、調理後 2 時間以内の喫食が可能な調理能力及び適温喫食ができるよう保温食缶等を導入する。また、害虫等の混入を防止する設備等を有した施設を整備する。

③ 効率の良い調理環境の確保

調理しやすい作業空間を確保し、献立の多様化に対応するため、厨房機器を適切にレイアウトするとともに、可動式機器・パススルー機器を積極的に配置する。

④ 食物アレルギー対策

食物アレルギーを持つ児童生徒に対応した給食の運営システムを構築する。

⑤ 耐震性の確保

市防災計画を踏まえ、耐震性の高い施設とする。また、災害時の炊き出しなど、応急的な対応ができる施設とする。

⑥食育の推進に寄与する施設整備

見学者通路を設けて調理作業を見学できる施設の構造とし、食育の推進に寄与する施設とする。

⑦環境負荷の低減

施設整備から維持管理、運営に至るまで、自然エネルギー、省エネルギー、省資源、長寿命化、エコマテリアルの採用等、環境に配慮した施設を目指す。また、生ごみの減量化・再資源化への対応など、本事業における廃棄物の減量を推進する。

⑧ライフサイクルコスト（LCC）の低減

施設整備から維持管理、運営に至る事業期間を通じて、ライフサイクルコストの低減を可能な限り追求する。

(3) 事業の名称

(仮称)ふじみ野市上福岡学校給食センター整備運営事業

(4) 公共施設等の管理者等の名称

ふじみ野市長 高畑 博

(5) 事業予定地及び施設概要

本事業の事業予定地と施設概要は次のとおりである。

①事業予定地

事業予定地：埼玉県ふじみ野市中福岡字宮田 122 他

敷地面積：約 5,900 m²

②施設概要

提供食数：最大 7,000 食／日

(6) 事業方式

本事業は、PFI 法第 10 条第 1 項に基づき、公共施設の管理者である本市が事業者と締結する PFI 事業に係る契約書（以下「事業契約書」という。）に従い、事業者が施設整備を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約書により締結された契約（以下「事業契約」という。）に定める事業期間中に維持管理業務・運営業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より平成 43 年 3 月 31 日までとする。

(8) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、当該施設から速やかに退去する。本市は、経済合理性等を考慮し、事業終了後の当該施設の維持管理業務・運営業務につき必要に応じ事業者と協議する。また、

事業者は、当該施設を本市の定める引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態で、本市に引継ぐものとする。

(9) 事業範囲

事業者が行う事業範囲は、次のとおりである。詳細については、入札説明書等に記載する。

1) 設計業務

- ① 事前調査業務（必要に応じて、現況測量、地盤調査等）
- ② 本施設の設計業務
- ③ 電波障害調査業務
- ④ 本施設整備に伴う各種申請等の業務（交付金申請を含む）
- ⑤ その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

2) 建設・工事監理業務

- ① 本施設の建設・工事監理業務
- ② 厨房機器等の調達及び設置業務
- ③ 什器・備品等の調達・設置及び什器・備品台帳作成業務
- ④ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む）
- ⑤ 電波障害対策業務
- ⑥ その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

3) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- ③ 什器・備品等の保守管理業務
- ④ 外構維持管理業務
- ⑤ 環境衛生・清掃業務
- ⑥ 保安警備業務
- ⑦ 修繕業務（注1）
- ⑧ その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

注1：大規模修繕については、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

4) 運営業務

- ① 開業準備業務
- ② 献立作成支援（助言）業務
- ③ 食材調達業務支援(助言)業務

-
- ④ 検収補助業務
 - ⑤ 給食調理業務（注 2）
 - ⑥ 給食配送・回収業務（注 3）
 - ⑦ 洗浄・残滓処理等業務
 - ⑧ 食育等実施支援（調理支援、見学者対応を含む）
 - ⑨ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

注 2：献立によっては月に 2 回程度（小学校 1 回、中学校 1 回）、給食センターで調理した米飯等を各学校へ配送することがある。

注 3：市側が別途調達・配送した米飯等の残滓についても計量のうえ、回収すること。

※ 運営に関して本市が実施する主な業務は、次のとおりである。

- ① 提供食数の決定
- ② 献立作成業務
- ③ 食材調達業務
- ④ 検収業務
- ⑤ 検食業務
- ⑥ 配送校内での配膳
- ⑦ 給食費の徴収管理
- ⑧ 食育等実施業務
- ⑨ 配送校の変更等による食数調整

(10) PFI 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、新給食センターの引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、事業者が実施する施設整備の対価、維持管理業務及び運営業務の対価からなる。

(11) 光熱水費の負担

維持管理業務及び運営業務の実施に係る光熱水費は、本市が負担する。本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、光熱水費の削減をできる限り図るよう業務を実施すること。

(12) 事業期間（予定）

- ・ 事業契約締結： 平成 25 年 12 月
- ・ 事業期間： 事業契約締結日～平成 43 年 3 月 31 日
- ・ 設計・建設期間： 事業契約締結日～平成 27 年 12 月末
- ・ 開業準備期間： 平成 28 年 1 月～3 月末
- ・ 運用開始日： 平成 28 年 4 月 1 日
- ・ 維持管理期間： 施設引渡し日～平成 43 年 3 月 31 日
- ・ 運営期間： 運用開始日～平成 43 年 3 月 31 日

(13) 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）、地方自治法その他、次に掲げる関連の各種法令（施行令及び施行規則等も含む）を遵守するとともに、要綱・各種基準（最新版）については適宜参考にすること。なお、記載のない各種関連法令等についても適宜参考にすること。

【法令・条例等】

- a 建築基準法
- b 都市計画法
- c 消防法
- d 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- e 水道法、下水道法、水質汚濁防止法
- f 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- g 大気汚染防止法、悪臭防止法
- h 土壌汚染対策法
- i 騒音規制法、振動規制法
- j 地球温暖化対策の推進に関する法律
- k エネルギーの使用の合理化に関する法律
- l 電気事業法
- m 資源の有効な利用の促進に関する法律
- n 学校教育法、学校給食法、食育基本法、学校保健安全法
- o 食品衛生法、健康増進法
- p 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- q 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- r 警備業法、労働安全衛生法
- s 建設業法その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- t 地方自治法
- u 条例
 - ・ 埼玉県建築基準法施行条例
 - ・ 埼玉県景観条例
 - ・ 埼玉県環境基本条例
 - ・ 埼玉県生活環境保全条例
 - ・ 埼玉県福祉のまちづくり条例
 - ・ 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
 - ・ 埼玉県文化財保護条例
 - ・ ふじみ野市環境基本条例
 - ・ ふじみ野市みどりの条例
 - ・ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
 - ・ ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例
 - ・ ふじみ野市文化財保護条例

-
- ・ふじみ野市水道事業給水条例
 - ・ふじみ野市下水道条例
 - ・ふじみ野市個人情報保護条例
 - ・ふじみ野市情報公開条例
 - ・入間東部地区消防組合火災予防条例
 - v その他、関連法令、条例等

【要綱・各種基準等】

- a 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- b 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- c 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- d 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- e 建築構造設計基準、同基準の資料
- f 建築設計基準及び同解説
- g 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- h 建築工事監理指針
- i 電気設備工事監理指針
- j 機械設備工事監理指針
- k 建築工事安全施工技術指針
- l 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- m 建設副産物適正処理推進要綱
- n ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- o 学校給食衛生管理基準
- p 学校給食実施基準
- q 大量調理施設衛生管理マニュアル
- r 学校給食調理場における手洗いマニュアル
- s 調理場における洗浄・消毒マニュアル
- t 食に関する指導の手引
- u 学校給食における食中毒防止の手引き
- v 学校環境衛生基準
- w 埼玉県グリーン調達推進方針
- x ふじみ野市開発行為等指導要綱
- y 入間東部地区消防組合消防施設指導基準
- z その他の関連要綱及び各種基準

1.2 特定事業の選定に関する事項

(1) 選定方法

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ① ライフサイクルコスト算出による定量的評価

-
- ② サービス水準について可能な限りの定量的評価及び定量化が困難なものの定性的評価
 - ③ 前記①と②を基にした総合的評価

(2) 特定事業選定の手順

本市は、PFI法、基本方針及びVFM（Value For Money）に関するガイドライン等を踏まえ、本市自らが実施する場合と比較して、事業者が実施することにより効率的かつ効果的に当該公共サービスが提供されると判断した場合、本事業を特定事業として選定する。

具体的な評価基準は以下のとおりである。

- ・ 本市が自ら実施する場合と本事業が同一水準にある場合において本市の財政負担の縮減が期待できること。
- ・ 本市の財政負担が同一水準にある場合において本事業の水準の向上が期待できること。

本市の財政負担の見込み額の算定に当たっては、事業者からの税収等を調整する等の適切な調整を行ったうえで、事業期間にわたる本市の財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して評価する。また、公共サービスの水準の評価に当たっては、できる限り定量的に行うこととし、定量化が困難なものを評価する場合には客観性を確保したうえで定性的評価を行うこととする。

(3) 選定結果及び選定における客観的評価の公表方法

前項に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、速やかに公表する。なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理・運営の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。そのため事業者の選定に当たっては、事業者が入札説明書等に規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ事業者の提案内容が、本市が要求する施設整備、維持管理・運営業務に関する要求水準を満足することを前提として、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札により事業者を選定する。

2.2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりである。ただし、スケジュールは、状況により前後する場合がある。

スケジュール（予定）	内容
平成24年11月中旬	実施方針（案）、要求水準書（案）の公表
平成24年11月下旬	実施方針（案）、要求水準書（案）に関する質問・意見の受付締切
平成24年12月下旬	実施方針（案）、要求水準書（案）に関する質問・意見・回答の公表
平成25年2月上旬	特定事業の選定・公表
平成25年3月下旬	入札説明書等の公表
平成25年4月上旬	入札説明書等に関する説明会
平成25年4月上旬	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
平成25年4月下旬	入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表
平成25年5月上旬	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
平成25年5月下旬	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表
平成25年6月下旬	参加表明書の受付締切
平成25年7月中旬	資格審査申請書類、入札書及び事業提案の受付締切
平成25年9月	審査結果通知、結果の公表
平成25年10月	基本協定締結
平成25年11月	仮契約締結
平成25年12月	事業契約書の議決
平成25年12月	事業契約締結

(2) 事業者の募集手続等

1) 実施方針（案）、要求水準書（案）の公表

民間事業者に本事業への参加を求めるため、平成24年11月中旬頃に実施方針（案）と要求水準書（案）を公告し、ふじみ野市ホームページ上で公表する。

2) 実施方針（案）、要求水準書（案）に関する質問・意見の受付・回答

実施方針に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

-
- ① 受付期間：平成 24 年 11 月 21 日（水）～11 月 30 日（金）午後 5 時まで
 - ② 受付方法：【様式 1】に必要事項を記載の上、「8.4」に記載の問い合わせ先に原則として E メールにより提出すること。なお、電話、訪問による口頭での質問、意見の受付は一切行わない。

質問者及び意見者から集まった質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、特定事業の選定時までにはふじみ野市ホームページにおいて公表する。

3) 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する意見等を踏まえ、特定事業の選定を行った場合は、平成 25 年 2 月上旬頃にふじみ野市ホームページ上で公表する。

4) 入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、平成 25 年 3 月下旬頃に入札説明書等を公告し、ふじみ野市ホームページ上で公表する。

5) 入札説明書等に関する質問の受付・公表

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ①受付期間：入札説明書等公表の日～平成 25 年 4 月上旬頃
- ②受付方法：「8.4」に記載の問い合わせ先に原則 E メールにより提出すること。
- ③質問の回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表する。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書において示す。

6) 入札説明書等に関する説明会

民間事業者に本事業への参加を求めるため、入札説明書等に関する説明会を開催し、事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等に関して説明を行う。

なお、説明会は平成 25 年 4 月上旬頃を予定しており、詳細については特定事業の選定・公表時に示す（1 社あたりの出席人数を制限することがある）。

7) 参加表明書の受付

事業提案を提出する入札参加者は、参加表明書を下記の期間に提出すること。

- ①受付期間：平成 25 年 6 月下旬
 - ②受付場所：「8.4」に記載の問い合わせ先（持参に限る）
- ※参加表明書の提出を行った者に受付番号を通知する。

8) 資格審査申請書類、入札書及び事業提案の受付

事業提案を提出する入札参加者は、資格審査申請書類、入札書及び関係する書類を下記の期間に提出すること。

- ①受付期間：平成 25 年 7 月中旬頃

②受付場所：「8.4」に記載の問い合わせ先（持参に限る）

9) 審査結果通知、結果の公表、落札者の決定及び公表

①審査結果の公表

落札者の決定を行った場合には、その結果を速やかに公表する。

②落札者を決定しない場合

事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

10) 基本協定の締結

本市は、落札者と事業契約の締結に向けて基本的な事項に係る基本協定を締結する。

11) 仮契約の締結

落札者は、本事業を遂行するための特別目的会社（以下「SPC」という。）として会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社を仮契約調印までに設立し、本市はその SPC と仮契約を締結する。

12) 事業契約の締結

仮契約締結後、ふじみ野市議会の議決を経た後に、本市は、SPC と事業契約を締結するものとする。

2.3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とし、入札参加グループの代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。
- ② 代表企業あるいは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、参加表明書において明記すること。また、入札参加グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ③ 代表企業及びすべての構成企業は SPC に出資するものとし、SPC はふじみ野市内に設置するものとする。また代表企業は、事業期間を通じて出資者中最大の出資割合を持つものとする。
- ④ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、事業期間を通じて、当該出資者による出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- ⑤ 入札参加者は、そのすべての企業の担当業務（設計、建設、工事監理、維持管理、運営、その他）を明らかにすること。

-
- ⑥ 入札参加者は、SPC から請け負った業務について、事前に本市の承諾が得られた場合には、第三者に委託し、又は下請人を使用することができるものとする。
 - ⑦ 入札参加者は SPC への出資予定者の名称を入札時に明らかにすること。
 - ⑧ 入札参加者は、本店、支店又は営業所の所在地が埼玉県内にある企業を、代表企業、構成企業、協力企業のいずれかとして、1 社以上参加させること。

(2) 入札参加者の参加資格要件

1) 企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、次に掲げる入札参加資格要件のいずれにも該当しなければならない。

- ① ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則(平成 17 年ふじみ野市規則第 61 号)第 3 条に規定するふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿(平成 25・26 年度)に登録された者。
- ② 本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた者。
- ③ 入札参加を表明した日から事業契約締結日までに、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ④ 法人である者。
- ⑤ 入札参加を表明した日から事業契約締結日までに、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条に基づき更生手続き開始の申立てをなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条に基づき再生手続き開始の申立てをなされていない者。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画取り消し決定を受けていない場合を除く。
- ⑥ 入札参加を表明した日から事業契約締結日までに、会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てをなされていない者。破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条による破産の申立てをなされていない者。
- ⑦ 入札参加を表明した日から事業契約締結日までに、ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成 22 年ふじみ野市告示第 250 号)に基づく入札参加停止期間中でない者。
- ⑧ 入札参加を表明した日から事業契約締結日までに、代表企業、構成企業及び協力企業が実施する業務を所管する監督官庁の営業停止処分を受けていない者。ただし、運營業務においては、過去 3 年間に学校給食共同調理場で食中毒による営業停止処分を受けていない者。又建設業務にあつては、停止を命じられた営業の範囲が公共工事に係るものに限る。
- ⑨ 法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していない者。
- ⑩ 入札参加を表明した日から事業契約締結日までに、ふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成 18 年ふじみ野市告示第 284 号)に基づく入札参加除外の措置を受けていない者。
- ⑪ 本事業において入札参加グループを構成する代表企業及び構成企業は他の入札参加グループの代表企業又は構成企業として参加することはできない。なお、協力企業については、他の入札参加グループの協力企業となることは可能とする。

2) 各業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務に主として当たる者（落札者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ①、②、③、④、⑤の要件を全て満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、工事監理業務を行うものと同じの者又は相互に資本面又は人事面において関連がある者が建設業務を実施することはできないものとする。

① 設計業務を行う者

設計業務を1社の設計企業で実施する場合、a、b、c、dの要件を全て満たすこと。また、設計業務を複数の設計企業で実施する場合、次に示すaの要件については、全ての企業が要件を満たし、b、c及びdの要件は、少なくとも1社がいずれの要件も満たすこと。

a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

b. HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCPに対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP認証取得施設、ISO2200認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の設計実績、ドライシステムの学校給食施設の設計実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCPに関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

c. 国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体が発注した延べ面積3,000㎡以上で、平成15年度以降に完成した公共施設等の実施設計業務の実績を有すること。

d. 入札参加を表明した日までに、完成した学校給食施設又は集団調理施設（民間施設も含む）の実実施設計業務の実績を有すること。

② 建設業務を行う者

建設業務を1社の建設企業で実施する場合、a、bの要件を満たすこと。また、建設業務を複数の建設企業で実施する場合、次に示すaの要件については、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を受けていけばよいものとし、bの要件は、少なくとも1社が満たすこと。

a. 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する、建築一式工事、土木一式、電気及び管工事の特定建設業の許可を受けている者であること。

b 国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体が発注した延べ面積3,000㎡以上の公共施設等の建築一式工事について、平成15年度以降に完成した実績を有すること。当該実績は、元請として受注し、かつ、1の契約によりなされたものであること。

共同企業体の構成員としての実績とする場合の当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式に限るものとし、当該共同企業体の構成員としての出資比率が50%以上であること。

③ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を1社の工事監理企業で実施する場合、a、b、cの要件を全て満たすこと。また、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、次に示すaの要件については、全ての企業が要件を満たし、b及びcの要件は、少なくとも1社がいずれの要件も満たすこと。

- a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体が発注した延べ面積3,000㎡以上で、平成15年度以降に完成した公共施設等の工事監理実績を有すること。
- c. 入札参加を表明した日までに、完成した学校給食施設又は集団調理施設（民間施設も含む）若しくは調理施設を有する学校の工事監理の実績を有していること。

④ 維持管理業務を行う者

- a. 入札参加を表明した日までに、学校給食施設又は集団調理施設（民間施設も含む）若しくは調理施設を有する学校の維持管理業務の実績を有していること。

⑤ 運営業務を行う者

- a. HACCPに対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCPに対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP認証取得施設、ISO2200認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設の運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCPに関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

- b. 入札参加を表明した日までに、学校給食施設又は集団調理施設（民間施設も含む）における調理業務の実績を有していること。

(3) 構成員の制限

1) 事業者審査委員会に関する制限

本事業の事業者審査委員会の委員（「2.5」に記載）又は、委員が属する組織、企業若しくはその組織と資本面又は人事面において関連がある者は、代表企業、構成企業及び協力企業にはなれない。なお、実施方針（案）公表日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

2) アドバイザリー業務に関与している者に関する制限

本事業に係るアドバイザリー業務に関与している者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、代表企業、構成企業及び協力企業にはなることはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。なお、本事業の業務に係わっている者は次のとおりである。

- ・ 株式会社 建設技術研究所

-
- ・ シリウス総合法律事務所
 - ・ 株式会社 学校文化施設研究所

(4) 参加資格要件確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査申請書類受付の日とする。ただし、参加資格確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、本契約締結日までの間に代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には事業契約を締結しないこととする。なお、仮契約締結後、市議会の承認が得られず契約締結が行えない場合、本市はその責を負わないものとする。

(5) 代表企業、構成企業及び協力企業の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力上支障がないと本市が判断する場合には追加・変更可能とする。

2.4 入札に係る提出資料

(1) 提出資料

入札参加者からの提出資料は次のとおりとし、詳細は入札説明書に記載する。

- ① 参加表明書
- ② 資格審査申請書類
- ③ 入札書及び提案書（事業計画、設計業務提案、建設業務提案、工事監理業務提案、維持管理業務提案、運營業務提案、入札参加者独自の提案、提案価格）

(2) 提案書の取扱い

① 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表及びその他本市が必要と認める時には、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本事業の公表以外には使用しないものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うこととする。

2.5 審査及び選定に関する事項

(1) 審査及び選定に関する基本的考え方

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する事業者審査委員会を設置する。事業者審査委員会は、提案内容審査における落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行う他、事業者選定において次項に示す審査を行う。

事業者審査委員会の委員は、次のとおりである。

【事業者審査委員会 委員】

	氏名	所属
委員	根本 祐二	東洋大学 経済学部 教授
委員	篠崎 正彦	東洋大学 理工学部 准教授
委員	堀端 薫	女子栄養大学 栄養学部 専任講師
委員	西川 邦夫	ふじみ野市 総合政策部長
委員	松澤 和喜	ふじみ野市 教育総務部長

(2) 審査の方法

事業者の選定は、下記に示した項目ごとに審査する。

資格審査と事業提案審査における審査項目は、次のとおりである。

【資格審査】

①入札参加資格の審査

本市が入札参加者の参加資格に関して示した項目について審査し、本事業を継続的かつ安定的に遂行しうる能力の有無を審査する。かかる能力が認められない者は失格とする。

【事業提案審査】

資格審査を通過した入札参加グループであって、事業提案において要求水準書に規定する条件を満たすことが出来ない者は失格とする。

①事業計画に関する審査

設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務及び運営業務を遂行するための事業計画及び事業収支計画の現実性、安定性について審査する。

②設計業務提案に関する審査

給食センターの基本計画図（概要書・外部仕上表・内部仕上表・配置図・平面図・立面図・断面図・その他必要図面）、設計業務遂行に関する提案、要求水準書において示す設計業務の項目と達成水準に対する提案、設計業務の実施体制等に関する入札参加者の提案を審査する。

③建設業務・工事監理業務提案に関する審査

給食センターの建設業務の遂行に関する提案、建設業務の実施体制等に関する入札参加者の提案を審査する。また、建設工事に係わる品質の確保を確実に実施するための工事監理業務遂行に関する手法等の提案、工事監理業務の実施体制等に関する入札参加者の提案を審査する。

④維持管理業務提案に関する審査

給食センターの維持管理業務遂行に関する提案、要求水準書において示す維持管理業務の項目と達成水準に対する提案、維持管理業務の実施体制等に関する入札参加者の提案を審査する。

⑤運營業務提案に関する審査

給食センターの運營業務遂行に関する提案、要求水準書において示す運營業務の項目と達成水準に対する提案、運營業務の実施体制等に関する入札参加者の提案を審査する。

⑥入札参加者独自の提案に関する審査

本事業の主旨に沿った内容で、設計、建設・工事監理、維持管理、運營業務以外の入札参加者独自のノウハウやアイデア、地域社会・経済への貢献等に関する入札参加者の提案を審査する。

⑦提案価格に関する審査

上記において提案した事項と提案者の入札価格を審査する。

上記①から⑦の項目に関する審査結果を総合的に評価する。

上記の審査に関わる具体的な落札者決定基準については、入札説明書等において示す。

(3) 落札者の決定

本市は、事業者審査委員会における審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の基本的なリスク分担の考え方は【資料1】に示すリスク分担一覧表のとおりであるが、民間事業者からの意見を踏まえたうえで、入札説明書等において記載する。

(3) 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

① モニタリングの目的

本市が本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書にて提示される本市が要求するサービス水準を達成しているか否かを確認するため、モニタリングを行う。

② モニタリングの時期

事業のモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時及び維持管理・運営時の各段階において実施する。

③ モニタリングの方法

モニタリングの方法については、本市が提示した方法に従って事業者がセルフモニタリングを行うこととし、本市は事業者が提出する資料等に基づき評価を実施する。

④ モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定及び支払時期の基準となり、要求水準書に提示される本市が要求するサービス水準を一定程度下回る場合には、支払の延期や支払減額、改善勧告、契約解除等の対象となる。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1 立地条件

給食センターを立地する敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

- ① 事業予定地：埼玉県ふじみ野市中福岡字宮田 122 他
- ② 敷地面積：約 5,900 m²
- ③ 地域地区等：市街化調整区域
- ④ 土地の所有：市有地※平成 25 年 8 月頃に民地取得予定
- ⑤ 道路幅員：南側道路 6.45m～7.25m、西側道路 6.7m～9.0m
- ⑥ 法定建ぺい率：60%
- ⑦ 法定容積率：200%
- ⑧ その他：造成工事は、本市で実施する。(平成 26 年 10 月頃完成予定)

4.2 施設要件

(1) 基本的考え方

本事業に関して事業者が提供すべきサービスの項目と達成水準は、要求水準書において提示する。

(2) 構成要素

給食センターの基本的な諸室構成については、次のものが想定される。なお、施設構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書に提示する。

区分		構成	
本体 施設	給食 エリア	汚染作業 区域	荷受室（野菜類、魚肉類）、検収室（野菜類、魚肉類）、倉庫（油庫、物品庫）、冷蔵室、冷凍室、食品庫、下処理室（野菜類、魚肉類）、卵処理室、前室、洗浄室、器具洗浄室（野菜用、魚肉用）、残滓処理室、廃棄物庫、回収室 等
		非汚染 作業区域	煮炊き調理室、和え物室、焼物・揚物室、アレルギー専用食調理室、コンテナ室、器具洗浄室（和え物室用、調理室用）、配送室 等
		一般エリア	玄関、事務室（市職員用、事業者用）、会議室、多目的室（調理員食事スペース兼用）、見学者スペース、更衣室（市職員用）、調理員休憩室（男・女）、調理員更衣室・シャワー室（男・女）、洗濯室・乾燥室（市職員用、事業者用）、倉庫、トイレ（調理員用、事務職員用、外来者用、多目的）、機械室、運転手控室、廊下等 等
附帯施設（外構を含む）		受水施設、廃水処理施設、廃棄物庫、駐車場、駐輪場、構内通路、門扉、囲障・フェンス、植栽、雨水貯留槽等	

5. 事業計画等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画、基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には契約において定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

6.1 事業者の債務不履行に起因する場合

事業者が事業契約上の債務を履行しない場合、本市は事業者に対して改善勧告を申し入れる。

また改善勧告を行っても改善が認められない場合は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ることとし、また事業契約を解除できるものとする。

本市が事業契約を解除した場合、事業者は本市に生じた損害を賠償するものとする。

事業者が破綻した場合、本市は事業契約を解除し、また直接事業継続のための手段を講じるものとする。

6.2 本市の債務不履行に起因する場合

本市の債務不履行により事業継続が困難となった場合には、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。この場合、本市は、事業者が生じた損害を賠償するものとする。

6.3 不可抗力事由に起因する場合

不可抗力事由により事業の継続が困難となった場合には、本市と事業者は事業継続の可否について協議を行う。一定の期間内に協議が整わない時は、それぞれの相手方に事前に書面によりその旨を通知することにより、本市及び事業者は事業契約を解除することができるものとする。

6.4 金融機関との協議

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて事業者は資金供給を行う融資機関（融資団）と本市で直接協定を締結することがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

7.2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

7.3 財政上及び金融上の支援

事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、本市は事業者に対する出資等の支援は行わない。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

8.1 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案を平成 25 年 3 月（予定）ふじみ野市定例議会に、また、事業契約に関する議案は、協議が整い次第、速やかに議会に提出するものとする。

8.2 本事業において使用する言語と通貨

本事業において使用する言語は日本語とし、通貨は円を使用する。

8.3 入札に係る費用

入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

8.4 問合せ先

住 所：〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡 1-1-1

ふじみ野市教育委員会 教育総務部 学校給食課 学校給食センター建設係

電 話：049-220-2081

F A X：049-267-3737

E-mail：kyushoku-kensetsu@city.fujimino.saitama.jp

8.5 PFI 事業アドバイザー

株式会社 建設技術研究所

〒103-8430 東京都中央区日本橋浜町 3-21-1（日本橋浜町 F タワー）

資料1 リスク分担表（案）

■ 共通

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	民間
1	政策転換リスク	政策転換による事業開始遅延追加費用、事業中断・事業契約解除に伴う追加費用	●	
2	税制リスク	事業者の利益に係る税制度の新設・変更		●
3		上記以外のもの	●	
4	法制度リスク	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等（許認可・公的支援制度の新設・変更を含む）	●	
5		上記以外のもの		●
6	許認可の取得遅延・失効リスク ※制度変更は法制度変更を含む。	事業者が取得すべき許認可の未取得・取得遅延・失効		●
7		上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
8		本市が取得すべき許認可の取得遅延・失効	●	
9		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
10	公的支援制度の獲得リスク ※制度廃止や条件変更等は、法制度を含む。	事業者が獲得すべき公的支援制度の獲得不可		●
11		上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
12		本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
13		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
14	住民対応リスク	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
15		事業者が実施する業務に起因するもの		●
16	第三者賠償リスク	事業者の責めに帰すべき事由による第三者への賠償		●
17		本市の責めに帰すべき事由による第三者への賠償	●	
18	金利変動リスク	基準金利の設定時点までの金利変動	●	
19		維持管理、運営期間中の金利変動 ※一定周期での基準金利を見直す。	●	●
20	環境保全リスク	事業者の実施すべき設計、建設業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		●
21		上記以外のもの	●	
22	物価変動リスク※ 一定範囲の物価変動は事業者、それ以上の物価変動は本市が負担する。	運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加		●
23		維持管理・運営期間における急激な物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減	●	
24		上記以外のもの		●
25	インフラ供給	事業者の責めに帰すべき事由による		●
26		本市の責めに帰すべき事由による（本市が供給元の場合を含む。）	●	
27		供給元等の第三者的な事由によるもの	●	
28	不可抗力	戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中断、中止に伴う設計／建設／維持管理・運営費の増加及びその他損害	●	▲

●は主分担、▲は従分担を表す。

■募集・契約段階

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	民間
29	応募書類の誤り	入札説明書等の入札関連書類の誤り	●	
30	募集費用リスク	本市の募集実施費用	●	
31		事業者の応募費用		●
32	資金調達リスク	契約段階での資金供給コミットの取付不能		●
33	契約締結リスク	本市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延、締結不能	●	
34		事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延、締結不能		●
35		議会の議決が得られないことによる契約未締結・遅延 ※事由のいかんを問わず、本市及び事業者は自らに発生する費用を負担する。	●	●
36	設計リスク	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などの指示による設計変更やそれに伴う工事費等の増大、完工遅延など(本市事由)	●	
37		事業者の設計に係るミスや瑕疵による手戻りや費用増大、完工遅延など(事業者事由)		●
38	地下埋設物	予め想定しえない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や完工遅延等	●	
39	土地の瑕疵	土地の瑕疵に起因する対応費用の増加や完工遅延等	●	
40	工事費リスク	建材費や人件費等の上昇 (初期整備のみ対象)		●
41		事業者の見積もりミスや下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による工事費増大		●
42		本市の提示条件の誤りや本市の指示など、本市の責めに帰すべき事由による工事費増大	●	
43	完工遅延リスク	本市の責めに帰すべき事由による完工遅延	●	
44		事業者(下請業者を含む。)の責めに帰すべき事由による完工遅延		●
45	施設損害リスク	事業者の責めに帰すべき事由による施設の損害		●
46		本市の責めに帰すべき事由による施設の損害	●	

■維持管理・運営段階

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	民間
47	性能リスク	施設・設備の瑕疵、維持管理・運營業務の不履行による性能未達		●
48	維持管理・運営費用上昇リスク	事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の責めに帰すべき事由による維持管理・運営費用の上昇(物価変動は除く。)		●
49	PFI 支払いリスク	本市から事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	●	
50	計画変更リスク	本市の責めに帰すべき事由による事業条件の変更	●	
51	施設損害リスク	事業者の責めに帰すべき事由による施設の損害		●
52		本市の責めに帰すべき事由による施設の損害	●	
53		上記以外の第三者等の責めに帰すべき事由による施設の損害 ※負担方法については、事業契約書で示す。	●	▲
54	給食数増減リスク (需要変動)	本市の要請により給食数増加に伴い事業者に生じた増加費用の負担	●	▲
53		児童生徒数の減少に伴い給食数の減少による運營業務自体の収益の増減	●	▲
55		食べ残し等による残渣の変動(本市作成の献立による影響を含む。)	●	▲
56	異物混入リスク (食中毒)	本市が実施する業務に起因するもの	●	
57		事業者が実施する業務に起因するもの		●
58	アレルギー対応リスク	本市が実施する業務に起因するもの	●	
59		事業者が実施する業務に起因するもの		●
60		突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による場合)	●	
61	配送及び配膳遅延リスク	本市の責めによる配送及び配膳の遅延により本市及び事業者が生じた増加費用・損害(事業契約解除の際の損害を含む。)の負担	●	
62		事業者の責めによる配送及び配膳の遅延により本市及び事業者が生じた増加費用の負担		●
63	運搬費用増大リスク	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大 (交通事情悪化による運送費増加など)		●
64	食器等破損リスク	本市が実施する業務に起因する食器等の破損	●	
65		事業者が実施する業務に起因する食器等の破損		●
66		学校、児童生徒による食器等の破損	●	

●は主分担、▲は従分担を表す。

■事業終了段階

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	民間
67	事業の終了リスク	本市の契約不履行に起因する事業契約解除	●	
68		事業者の契約不履行に起因する事業契約解除		●
69		法令変更等、両者の事由によらない事業終了	●	
70	性能リスク	要求水準不適合		●
71	終了手続きリスク	事業者が実施すべき終了手続きの不備によるもの		●

様式1-1

平成 年 月 日

実施方針(案)等に関する質問及び意見書

「(仮称)ふじみ野市上福岡学校給食センター整備運営事業」実施方針(案)等について、以下のとおり質問及び意見書を提出します。

会社名	
部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

* 質問及び意見の数に制限はありませんので、必要に応じて各シートの行を追加して記載してください。

* エクセルで作成の上、E-mailの添付ファイルとしてお送りください。【アドレス】kyushoku-kensetsu@city.fujimino.saitama.jp

様式1-2

実施方針 質問記入欄

No	頁	1	1.1	(1)	1)	①	a	項目等	質問内容
1									
2									

様式1-3

実施方針 意見記入欄

No	頁	1	1.1	(1)	1)	①	a	項目等	意見内容
1									
2									